

## 今後のスケジュール

	都道府県	国
平成17年度	○平成18年度調査の準備	○都道府県との勉強会 ○都道府県健康・栄養調査等マニュアルの策定 ○都道府県健康増進計画改定ガイドライン(暫定版)の策定
平成18年度	○都道府県健康・栄養調査等の実施 ○地域・職域連携推進協議会の設置 ○いくつかの都道府県での準備事業 (18年度予算要求中)	○都道府県健康増進計画改定ガイドライン(確定版)の策定(参酌標準等の提示) ○保健医療科学院における計画策定担当者の養成研修の実施 ○国民健康・栄養調査の実施
平成19年度	○すべての都道府県での健康増進計画の改定作業(※)	○各都道府県での計画改定の支援
平成20年度	○新しい健康増進計画の施行 ○医療費適正化計画の施行	

(※)平成18年度までに計画改定を予定している場合又は平成20年度以降の計画改定を予定している場合、医療費適正化計画に関連する部分のみ一部追加・修正という形での対応も可。18  
(詳細は次ページ参照)

## <既存の都道府県健康増進計画との関係>

### 1. 中間評価等に基づく計画改定を18年度までに実施する場合

#### (1) 17年度に改定作業着手済みの場合

新規に追加・修正すべき内容(メタリックシンドロームの予備群・有病者の減少率、健診・保健指導の実施率の目標や、その実現に向けた施策等)については、19年度に一部追加・修正で対応。

#### (2) 18年度に改定予定の場合

19年度に新規に追加・修正すべき内容と併せて対応する(後ろ倒しにする)ことが可能な場合には、19年度の対応を検討。それが難しい場合には、18年度に改定した上で、19年度に新規に追加・修正すべき内容のみ対応。

### 2. 20年度以降に改定を予定している場合

#### (1) 19年度に前倒しで対応することが可能な場合

新規に追加・修正すべき内容を含め、19年度に前倒しで対応。

#### (2) 19年度に前倒しで対応することが困難な場合

19年度は新規に追加・修正すべき内容のみを対応し、20年度にその他の内容について対応。

### 3. 計画期間の扱いについて

現行の都道府県健康増進計画は、22年度を現行計画の終期としている場合が多いが、①「健康日本21」の計画期間(22年度までの10年計画)、②医療費適正化計画の計画期間(20年度から5年計画)の関係をどう整理するか、検討が必要。

<19年度のスケジュールのイメージ>

	都道府県	医療保険者、市町村等
平成18年度	○地域・職域連携推進協議会の設置	
平成19年度 夏頃まで	○地域・職域連携推進協議会 →都道府県全体の目標、施策方針 等の全体方針の議論	○医療保険者、市町村等各実施主体 それぞれの計画案の検討
年末まで	○地域・職域連携推進協議会 →各実施主体ごとの計画案を踏ま えた目標値等の決定、役割分担、 連携方策の議論	○2次医療圏単位の協議会等で、そ れぞれの役割分担、連携方策を踏ま えた各実施主体の計画内容の検討
年度末まで	○地域・職域連携推進協議会 →都道府県健康増進計画の策定	○医療保険者、市町村等の各実施主 体ごとの事業実施計画の策定